海野普吉弁護士に還る

―在野法曹史からみた二弁と全友会の行く末についての覚書―

三宅　弘（第二東京弁護士会所属）

2008年7月6日、静岡市内のもくせい会館において、弁護士海野普吉没後40周年記念集会が開催された。元日本弁護士連合会会長・元第二東京弁護士会会長で、1947年11月の社団法人自由人権協会（JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION、以下JCLU）の創設から亡くなる1968年7月まで22年間初代理事長であった歴史上の人物である。関心のあった先生なので、JCLUを代表してこの記念集会に参加した。

筆者が海野弁護士を知ったのは、故原後山治弁護士から、1986年8月刊行の『剣を以て立つ者は剣に滅ぶ―海野普吉生誕101年記念』の冊子（以下『剣に滅ぶ』ともいう）をいただいたのが最初である。この冊子は、弁護士海野普吉生誕101年記念の会の編集にかかる。23年前の101年記念の会は、海野弁護士の生誕101年目に当り、「故人を偲び、また久しく法曹会に輝いた"巨星"の軌跡をたどり、これをよすがとして激動の一世紀を回顧し、新しい世紀への展望をひらくための教訓としたい」と考え、1986年8月28日、都内半蔵門東条会館において、開催された（『剣に滅ぶ』127頁）。この会の発起人は、真野毅、阿比留兼吉、岩田春之助、松本正雄、鈴木俊一、伊達利知、環昌一、和島岩吉、竹内誠、郡祐一、吉井昊、団藤重光、清瀬三郎、岩井章、勝間田清一、有田一寿、田中一郎、柏木博、塚本重頼、伊達秋雄、内藤頼博、関嘉彦、石井成一、佐伯静治、平野龍一、江橋英五郎、森川金寿、北山六郎、小野田六二。おそらく、この記念の会に参加した原後が、弁護士4年目の三宅や近藤弁護士のために、余分の冊子を持ち帰り、配ってくれたものと思う。大野正男、西田公一、柳沼八郎の各弁護士を育てたえらい弁護士という説明を受けた記憶が残っていた。

以下では、枠で囲んだ部分の集会の報告（JCLUのニュースレターに発表済み）に加え、その後に小山稔弁護士からいただいた『弁護士海野普吉』（「弁護士海野普吉」刊行委員会、1972年）やその他の文献から調べた海野弁護士の足跡を枠外の注記として加え、その足跡から第二東京弁護士会や全友会のこれからのあり方を思い、雑感を述べる。

没後40周年記念集会の開会にあたり、記念集会実行委員長の大橋昭夫弁護士（静岡県弁護士会所属）が、海野弁護士の生い立ちをはじめ、その足跡を紹介した。実行委員会は、この集会を開催するにあたり、海野弁護士がどのような思いで弁護士となり、どのような思いで人生を送ったのかについて知ることは、今を生きる私たちにとっても大切なものであると述べた。

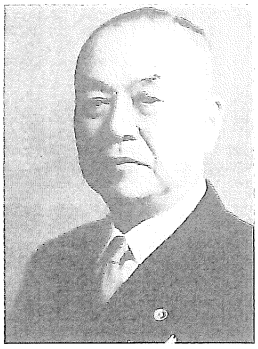

在りし日の海野普吉弁護士

海野弁護士は1885（明治18）年8月29日、静岡市曲金町生まれ。当時は曲金村とよび、旧東海道に沿った農村であった。村立の尋常小学校、市立の高等小学校を卒業して、県立静岡中学校に入学（『剣に滅ぶ』より）。親戚には、自由民権運動上、有名な「静岡事件」の従犯として処罰された小林喜作がいる。静岡事件は、「1986（明治17）年、岳南自由党の鈴木音高、湊省太郎などが遠陽自由党の中野二郎三郎、山田八十太郎などと結び、明治政府打倒、高官暗殺の陰謀を企て、静岡周辺においてその軍資金獲得のために強盗を行い、そのことから計画が露見し、ついにその目的を達しないままにおわった」事件である（寺崎修『自由民権運動の研究』慶応義塾大学法学研究会、2008年）。後に、海野弁護士は、自由人権協会を設立するが、「自由民権」から「自由人権」を紡ぎ出したのではないかと考えるにあたり、留意しておかなければならない出来事である。

「自宅の押入の奥深くにしまってある古い箱を、母が指さして『あの中に小林の喜作さんが持っていた刀が隠してある』と話された記憶」は、「支配権力に対する『反逆』というものが、実際にどういう意味を持つものであるかを、少なくともそのような記憶や経験を持たないよりも、より早く、そして身にしみて感得する要因になったといえるであろう」と評されている（松岡英夫「弁護士海野普吉」『弁護士海野普吉』所収）。

次いで、静岡県近代史研究会会長である荒川幸二静岡大学教授が、海野弁護士が裁判にかかわる関係資料を読み込んだという逸話は、事実をぐっと掘り下げる歴史研究にとっても通じるものであると述べた。さらに、海野弁護士は、広い視野を有していた。沖縄問題についても、そのきっかけは、海野先生の問題提起である。分野を超えて学ぶものがある。また、思想的にも安定し、時代の深いところを見る目をお持ちだったと述べて、挨拶に代えられた。

弁護士は、1947年10月に第二東京弁護士会会長に就任する。当時の真野毅・二弁会長が最高裁判所判事に転じたために、任期中ばで空席となったことから、残りの任期を就任した。しかし、弁護士会とは別に、市民による人権擁護活動の場として、社団法人自由人権協会（JCLU）を設立する。その経緯は後述の三宅挨拶のとおり。協会設立を進めたアメリカ自由人権協会（AMERICAN CIVIL LIBERTIES UNION）のロジャー・ボールドウィンが手紙を寄こして調査を依頼してきた。そこで1955年1月にJCLUは沖縄問題を取り上げることとした。

ロジャー・ボールドウィン氏

「沖縄にいた宣教師が、沖縄でアメリカの軍隊が沖縄の人を非常に残酷に取り扱っている。ことに土地を使うとき、借地料をかって自分のほうだけできめる。あとでくずすいっても聞いてくれないと」。海野弁護士自身は、沖縄渡航の申請を拒否されて調査に行けなかったが、協会のメンバーが渡沖して調査し、その報告書が朝日新聞に掲載され、大きな反響を呼んだ（海野「ある弁護士の歩み IX弁護士会の指導者として」法律時報所収）。後の沖縄返還運動につながっていったのである。

沖縄問題は、太平洋戦争後の占領下における、占領軍による沖縄の人々に対する人権弾圧について、問題提起したものである。海野

次いで、海野法律事務所の門下生からなる海野会を代表して、小田成光弁護士が挨拶に立った。海野門下は20人で、そのうち物故者は10人である。小田弁護士は、昭和32年から海野先生の事務所に入られた。事務所には、自由人権協会と青年法律家協会の事務局があったということである。青法協の専従の仕事をしたいと思って海野事務所に入ったことを話された。海野弁護士が日弁連会長を務めた直後の事務所には仕事がなく、修習生時代より

青年法律家協会と自由人権協会が、いずれも海野法律事務所から出発していることは、日本の司法の歴史からみても、刮目すべきことである。青年法律家協会は、正に、若手の法律家の集まりとして組織されていく。他方、自由人権協会は、海野理事長とともに、副会長松本治一郎、長崎英造、滝川幸辰、常任理事近藤綸二、大室亮一（初代法務省人権擁護局長）、平沢和重、長谷川才二、松方義三郎、石井満、事務局長森川金寿らがメンバーであり、青法協とは異なり、進歩的知識人のサロン風のメンバーで構成されていった。やがて、海野事務所の大野正男、西田公一、柳沼八郎ら若手弁護士が第二東京弁護士会やJCLUを担うようになる。そして、1960年代後半からは、修習20期前半から30期後半にかけて、司法修習生時代に反戦法律家連合として活動した弁護士らも、次の世代の若手弁護士として入会することとなった。福島瑞穂・社民党党首が弁護士になったとき、「二弁・全友・人権協会」のトリプルに入会すると話していたが、そのような弁護士のかたちが生まれていった。福島弁護士は、その最後の世代に位置付けられる。

次いで、三宅弘が、自由人権協会（JCLU）を代表して、その機関紙である「人権新聞」を引用しつつ、協会における海野弁護士の足跡について紹介した。1947年5月に、ACLUロジャー・ボールドウィン氏が来日し、その際に「せひ日本人も個人の尊厳を守り、自由と人権とを擁護するために団結すべきであると強い示唆を与えてくれた」。これを受けて、JCLUは、1947年11月に設立され、初代理事長に海野普吉弁護士が就任した。1950年12月に創刊された人権新聞において、海野理事長は、JCLUについて、「日本に於る唯一の不偏不党の民間人権擁護の団体」と評している。また、1951年2月1日に、人権新聞3号では「忘れ得ぬ国連傍聴の半日」と題して、「あんな戦いさえしなかったら、日本代表はいるここで、アジアの第三勢力として、世界平和の鍵を握っていただろうと思うと、死んも低い車代しかいただけなかったようである。小田弁護士は、その後、少しずつ仕事を回してもらい、静岡県の刑事事件の控訴事件を担当されたという。伊達判決について、米軍駐留が憲法9条違反と判示したことについて、最高裁の統治行為論の判決直後に弁護団を代表して、「右手にハンカチを握り締め、祖国を愛する学生諸君、平和を愛する労働者諸君。と呼びかけ、戦前国を誤らせたのは誰か…。戦いはこれからだ。今から国民の総力を結集し、これに答えよう」と述べられた。

だ児の歳を数える愚だとは知りながらも、胸にグッと来る興奮をどうしようもなかった」と述べている。その後、1954年2月には、復帰前の米国占領下の沖縄人権問題の調査に着手している。現在、沖縄の平和祈念資料館には、自由人権協会の沖縄調査についての展示されている。さらに、海野理事長は、1963年12月1日の人権新聞101号「自由人権協会の歩みと今後の活動方針について」で、「戦後20年度近い今日、わが国の政治、社会全体は、いろいろな意味で新段階に入っており、自由人権問題もこの新段階に応じた適切な処理が必要となって来ております」と述べ、自らも、1964年1月1日の人権新聞102号では「改憲問題と本協会の立場」と題して、憲法擁護の立場を明らかにしている。その後のJCLUは、海野理事長の志を受け継いで、不偏不党の立場で様々な自由と人権の活動へ広がった。たとえば、サリドマイド薬害訴訟支援、情報公開法を求める市民の運動などでも、大きな社会的影響を与えた、などとその足跡を紹介した。

サリドマイド薬害訴訟は、海野弁護士の弟子である西田公一弁護士が中心となって一審で勝訴的和解に終る、当時としては、薬害集団訴訟の最初の一つとして位置付けられる。

筆者の関わった情報公開法の立法運動では、1979年9月に自由人権協会が、「情報公開法要綱」を発表した。冊子の表紙には「国民の知る権利の確立を目指して」と明記されていた。清水英夫青山学院大学教授（当時）、江橋崇法政大学教授、秋山幹男弁護士らが中心となって、この要綱を策定した。法学セミナーでの関係者の対談では、情報公開法ができれば「日本中の官庁からまず煙が出る」という一節が有名になった。

1980年には、「情報公開法を求める市民運動」（「市民運動」）ができ、自由人権協会の情報公開法要綱を基に、80年には民社党の「公文書公開法案」、81年には共産党の「行政機関の公文書の公開に関する法律案」、社会党の「情報公開法案」、公明党、民社党、新自由クラブ、社会民主連合の「公文書公開法案」、さらに85年の社会党の「情報公開法案」まで、法律案が国会に提出された。

81年に自由人権協会がつくった「情報公開モデル条例案」には、「市政に関する市民の知る権利を実効あらしめることが日本国憲法の定める地方自治の民主的発展にとり必要不可欠であることに鑑み」（1条）とあり、「知る権利」が明記された。このモデル案の影響を受けて、全国で2番目に制定された蒲原町情報公開条例は、「住民の知る権利の行使を保障するとともに」（1条）として、「知る権利」を明記した。春日市、川崎市、大阪府なども条例の前文に「知る権利」を明記した。85年社会党案1条にも、「国、地方公共団体の行政等に関する情報についての知る権利を保障するため」と記載されている。情報公開法が「知る権利」を具体化するものだということが国民一般の共通認識になっていった。

自由人権協会や情報公開法を求める「市民運動」では、先進自治体の情報公開条例の運用も研究し、改めて「情報公開法モデル案」を発表した。それが反映されたのが89年11月の公明党の「行政情報の公開に関する法律案」で、この辺りから法律らしい案になってきた。この法案の1条にも、「国民の知る権利を保障し」と明記されている。その前年の89年7月には「山が動いた」という名言があったが（土井たか子社会党委員長（当時））、参議院で与野党が逆転したので、連合参議院（のちの民主改革連合）から、情報公開法を参議院先議で提案しようという話が出ました。そこを中心に野党6会派（社会、公明、民社、日本新党、民改連、社民連）でまとめたのが、93年6月の「行政情報の公開に関する法律案」である。これはすでに91年ぐらいに公明党89年案を基礎として案文が完成していたが、その後、合従連衡により、自公民連携が進む中でなかなか国会提出に至らず、とうとう93年6月提案になったというものである。

その衆議院選挙で自民党の一党支配が崩壊し非自民の細川内閣が生まれた歴史的な頃、情報公開法制定の動きが具体化する。村山内閣において行政改革委員会と行政情報公開部会が発足した。ここからいよいよ行政改革委員会設置法のもとに2年以内に情報公開法要綱案をつくることになった。委員会の設置にあたり、新党さきがけが同法案2条2項で「行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定」を調査審議事項とすることと内閣総理大臣への意見具申を2年以内に行うことを強く求めた。

市民側も「情報公開法制定推進会議」を発足させ、財界人から市民運動家までを含み幅広く情報公開法の制定を推進しようとした。同じ頃、製造物責任法を求めていた消費者団体を中心に、「情報公開法の制定を求める市民ネットワーク」も設立された。日弁連は、94年7月に「情報公開法大綱」を策定したが、その後情報公開法・民訴法問題対策本部を設置し、日弁連大綱に沿う法律の制定を求めて強力な運動を展開した。二弁でも対策本部を設置し、立法運動を支えた。

かつて、海野弁護士は、大野正男弁護士を相手に、個人の具体的な人権侵害を取り上げる一方で、人権侵害を伴うおそれのある立法や政府の措置に対してもその都度意見を表明していくことの大切さを説いていた人権協会創立当時の経緯」より）、そのような市民団体や弁護士会のあり方をふまえて、その基盤のうえに日本で最初というべき法案を提示しての立法運動を展開していくことができたのだと思う。先輩弁護士には、「古い革袋に新しい酒を入れよ」と諭され支援していただいたが、古い革袋があればこそ、新しい酒も醸し出されたのだと思う。

さらに、横浜事件弁護団始決定の際に喜んだこと、しかし、再審手続では無罪ではなく、事件の中味を吟味しない免訴判決だったことを述べ、最高裁の今井補足意見をあげ、「免訴判決によって、有罪の確定判決がその効力を失う結果、被告人の不利益は完全にくつがえされることとなる。「被告人を救済する、それは有罪の確定判決をくつがえされることによって実現されることにとどまる」として、有罪の根拠は完全に消えているという趣旨がこめられている。今後、刑事補償の申し立て、国家賠償請求を提訴するかであるが、これからも絶大な支援をお願いしたいと述べられた。さらに日本評論社大石会長の挨拶の後に、横浜事件関係者からの挨拶も続いた。

横浜事件は、「終戦当時、中央公論社、改造社、日本評論社、岩波書店等の編集部員が治安維持法違反で、多数かつ長期にわたり、横浜拘置所の勾留された」事件（「ある弁護士の歩みⅥ　横浜事件」の潮見俊隆の海野弁護士への質問より）、「50人近い人々が、いくつかのグループに分かれ、あるいは個別の友人関係によって、共産党を再建しようという意図をもって動いたという、警察当局によって勝手につくりあげられた構図のもとに発生した事件」（松岡英夫「弁護士海野普吉」『弁護士海野普吉』より）である。

横浜事件について、海野弁護士自身は、「二十年八月二七日、青山氏らの公判の前日、私は裁判長に公判延期を申請したが、明日ぜひ公判を開き、即日言い渡しをする、被告のために悪いようにはしないといわれ、執行猶予にするかのごとき口吻をもらした。私は公判延期が却下されたので、拘置所に行き、青山氏らにその旨を話し、帰途裁判所に立ち寄ったところ、検事局の職員が裁判所の裏庭で盛んに書類を焼いているのを見た。なぜ書類を焼かねばならないのだろう。またなぜ公判を急がねばならないのだろうか。確信があるなら、終戦になったからといって、そんなことをする必要はないはずだ。細川氏以外の諸氏は数班に分かれ、即日全部執行猶予の判決があった。細川氏は公判で争うことにしたが、終戦後まもなく治安維持法が廃止され、公訴棄却となった。私は、かかる時代が二度とこないように、国民全部が覚悟すべきだと考える」と述べている（海野「弁護士十話」『剣に滅ぶ』所収）。

しかし、竹澤弁護士の説明のとおり、今日に至り、事件の中身を吟味しない免訴判決にしかならない。

この点を、日本評論社の大石会長が次に述べるとおり、「横浜事件は、最後は、海野弁護士が裁判官と手打ちしたことを反省」しなければならない事態を引き起こすこととなったのである。大石会長は、この没後40年記念集会で、横浜事件における海野弁護士の判断「ミス」と明言したが、大石会長も立ち会った法律時報の「ある弁護士の歩Ⅵ　横浜事件」で、海野弁護士は、次のように語っている。「実にこっけいな法廷です。検察官が起訴状を読みます。が、事実の認否について「そんなことありません」とみんな断ってしまうと、八並達雄裁判長が、『こういう調べを受けたね』という質問をします。『受けました』と答える。『調書では認めているようだね』それは認めなければならないように、ぶんなぐられたり、蹴とばされたりしたから、そうしたんです」。それはそれでいいということで結審です。ぼくもなにをいったかよく覚えがないのですが、ただ『敗戦になった状態で、連合軍から占有されたということについては、一体なにが原因か。そういうことを阻止しようとしたのは、こういう人びとなんだ」ということをいった覚えだけはあります。」「裁判とはいえません。私もその点については大いに恥じるのですが、もっと堂々とやればよかったのです。」この「大いに恥じる」ことを反省点として、「戦後、人権、護憲、沖縄と活動していて」くことになった（日本評論社大石会長）と解説されることとなるのである。

没後40周年記念集会の講演の前に、続いて、日本評論社大石会長が、法律時報の編集長時代に、1967年3月から翌年5月までの15カ月、海野弁護士の聞き語りをしたときのエピソードを話された。戦前の海野弁護士は、あるときから変わり、社会的活動もされた。河合栄次郎事件で河合教授の著書について出版法違反とされたとき、海野弁護士の弁護を受けた。横浜事件でも日評の編集者が逮捕された。横浜事件は、最後は、海野弁護士が裁判官と手打ちをしたことを反省し、そのミスを取り返すべく、戦後、人権、護憲、沖縄と活動していたことは、その反省点に立脚している。そのことは、第二東京弁護士会の性格、さらには日弁連の人権擁護活動を性格づけてきたのだろうと思っている、と述べられた。

二弁、さらには日弁連の人権擁護活動を性格づけてきたというのは、人権問題と政治問題を峻別する考え方のようである。このことは、日頃、私たちが二弁や日弁連の様々な運動をしていくうえで、他の民間団体とは協賛せず、もっぱら人権擁護活動を会独自で行うということが自明のこととして会員に理解されているが、大石会長によれば、そのような活動の方針は、海野弁護士の考え方に依拠するところが大であるということになろう。

JCLUの設立当初の事務局次長であった萩野芳夫・南山大学教授は、海野の人権と政治峻別論について、「弁護士海野普吉」の中で、次のように述べている。

「故海野理事長は、人権問題と政治問題を峻別する考え方を示され、人権協会の運動のなかで、それが貫徹することを要求された。たとえば、1954年のはじめに、アメリカ人権協会のロージャ・N・ボールドウィン氏から示唆されて、沖縄の人権問題の調査を進める段階で、筆者らが故理事長からしばしば受けた注意は、政治問題に足を踏み入れるなということであった。当時は、沖縄問題は、とりわけ人権問題そのものの様相を帯びており、政治問題を区別することは至難であった。また、救済を論じ、解決への実践を考えるに当っても、政治と切り離すことは、ほとんど不可能に思えた。沖縄問題の取り扱い方について、故理事長としばしば衝突したことであった。このような経験は、破防法、警察法、教育二法、警職法などの制定、改正に対して批判活動を展開する過程で繰り返された。故理事長の考え方を、筆者が十分理解していたとは言えないだろうが、ただアメリカ帝国主義や日本の反動政府なら破防法等を制定、改悪するのは当然という論理からそれらに反対する闘いのなかに人権運動もすべて包摂されるという考え方をとらず、人権運動には、独自の目的と限界がある、という思想であったことだけはたしかである。破防法の人権侵害的諸条項は、きびしく批判することは、人権運動として活発に進めるべきだが、それを越えて、反動政府反対をいうのは政治運動である、ということだったのであろう。「住民運動は従来の政治指導部の志向と指導から脱け落ちた部分から育ったといわれる。指導部をもたず、理論も組織ももたぬ運動が一定の力にまで成長することは、たいへんなことであったにちがいない。もしも人権運動という政治的イデオロギーを超えてあらゆる人びとが参加することができる課題と運動を、大事にする考え方が一般に存在したならば、70年代の今日に、戦後民主主義の虚妄や人権の形骸化を歎かなくてもよかったのではないかと思う。たとえば、国家機密というような、より低い価値に基礎づけられた拘束から、言論の自由を守るとか、企業の

利益よりも、人間の生命を大事にし、生活環境と自然を守るとか、ということには、政治的立場の相違はないはずである。そこには政治以前の人権運動の原点があるはずである。故理事長の人権問題、政治問題峻別論は、人権運動の原点を明確に示したものといい得る。」（萩野芳夫「人権運動の原点」）。

後に、日弁連は、国家機密法に反対する日弁連の1987年総会決議の無効確認と日弁連運動の差止め等を求める一部会員からの提訴について、その請求を棄却する東京地裁平成4年1月30日判決・判時1430号108頁、東京高裁平成4年12月21日判決・判例集未登載を得る。「団体が団体の名において一定の意見を述べ活動することが、当然に、その構成員各個人の意見ないしは活動と同視されることとなるわけではなく、そのことが構成員個々人の思想信条を強制的に外部に開示させることになるわけではない」と判示された。このことを思い出しながら、人権と政治の峻別論は、今後も、二弁や日弁連の人権擁護活動を性格づける重要な原則であることを確認することができる。

さらに、砂川事件の関係者土屋源太郎氏から、海野弁護団長が、平和憲法を守る、憲法9条に照らし、米軍駐留自体が憲法違反であり、かつ逮捕は違憲であるという、本質を見極めて戦うべきこと、さらに伊達判決に対し、跳躍上告がなされたことから怒っていて「何かある」と感じていたこと、最高裁判決にあたっての日比谷公会堂でのアジ演説は70余歳のおじいさんにしてはすごかったことなどを、話された。

伊達判決は、東京地裁昭和34年3月30日判決判時180号2頁、東京調達局が米軍使用の立川飛行場内民有地の測量を開始したところ、これに反対する基地拡張反対同盟員、支援の労働組合、全学連学生らが境界柵外に集合し、その一部の者が境界柵を数十メートルにわたって破壊した。被告人らは、破壊された境界柵から飛行場内に2・3メートルないし4・5メートルにわたって立ち入ったために、これが日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法2条に違反するとして起訴された事件。東京地裁（伊達秋雄裁判長）は、日本国内に駐留する合衆国軍隊は、戦力不保持を定めた憲法9条2項に違反することを前提として、刑事特別法2条が憲法31条に違反し無効であるとして、被告人らを無罪とした。土屋源太郎氏は、そのうちの一人である。これに対し、国は跳躍上告をし、最高裁大法廷昭和34年12月16日判決刑集13巻13号3225頁が下され、日米安保条約とこれに基づく行政協定が合憲と判示された。2008年に至り、伊達判決が示されて間もなく「駐日米国大使の意向を受けて政府が最高裁判所への跳躍上告をしたというにとどまらず、最高裁判所長官（田中耕太郎）までもが、駐日米国大使と内密に面談し、事案の優先的処理を言明していた」ことが明らかとなった（橋本誠一「弁護士海野普吉から学ぶこと」『弁護士海野普吉の足跡－法・平和・人権』海野普吉没後40年記念集会実行委員会、2008年）。

「先生は、事件については法廷でこそ発言すべきであり、そのため法廷における言論に自由をもたねばならない、との信念を貫かれた、真に弁護士らしい弁護士でした」と評される点（菅田浩志「小島村事件のこと など」『弁護士海野普吉所収）については、後述のとおり、没後40年記念集会で橋本誠一教授がコメントするところである。しかし、土屋氏の報告のとおり、この最高裁大法廷判決に対する海野弁護団長のアジ演説はすごかったというのであるから、ここでは最高裁大法廷判決に対する海野弁護士の「法・平和・人権」についての「なみなみならぬ覚悟」を知ることができる（橋本前掲書）。あるいは、司法権の独立が侵されかねない事態を、感じ取っていたのではなかろうか。

同時に、この弁護団の中には、海野弁護士の盟友真野毅・元最高裁判事も加わっていた。最高裁昭和25年10月11日判決で専属傷害致死罪が憲法違反であるとの少数意見を述べた、元二弁会長、二弁の山田勝利元会長の師匠でもある。

二弁選出の元最高裁判事が、砂川事件の弁護団に加わり、海野弁護士と共に、日米安保条約の違憲主張の論陣を張るというところに、砂川事件の国民的な支持の広がりを感じる。

土屋源太郎氏は、現在75歳。この3月に、外務省と最高裁判所において駐日米国大使と最高裁長官の面談記録の情報公開請求をしたが、不存在や不開示の決定がなされたので不服申し立てや裁判で争うという意向を示している。

その後、この集会の主題となる講演がなされた。

最初に、静岡大学人文学部の橋本誠一教授が、「弁護士海野普吉から学ぶこと」と題して講演し「人権は党派性を超えてすべての人に当てはまる法律の専門家に今求められているのは『法への忠誠』」と指摘した。同教授の前掲論文「弁護士海野普吉から学ぶこと」を要約しながら述べられた。その主な内容以下のとおりである。

「かつて吉野源三郎は、海野普吉という人物をこう評したことがある。

『…あれだけの大きな人物は、そう他に求めることはできない。一以って貫くなど私は言いたが、海野さんには、この言葉から連想されがちな雖のような鋭鋒は感じられなかった。一以って貫くにしても、大河が平原を横断するように悠々と貫いていった感じである。』

弁護士海野普吉は、依頼者に対してどのように接していたのか。これが最初の話題である。この点に関して、かつて河合栄次郎事件で特別弁護人として海野とともに法廷に立った木村健康の証言を紹介したい。彼は、そのときの経験をもとに海野の印象を次のように語っている。

…裁判は1週間に2日ほどの割合で開廷されたが、開廷の前日には河合教授と私とは必ず海野事務所を訪ねて、翌日の打合せをした。海野先生の弁護のすすめ方は全く遺漏がなく、完璧であった。春から夏にかけて、河合先生と私とは幾たび海野先生を訪ねたことであろう。その間われわれは海野先生の人柄に、時がたつにつれて敬服の念を増して行った。だれも引き受ける人のないほど冒険的な弁護を引受けられた一事をもってしても、海野先生が、勇敢きわまりない人であることは明らかである。

しかし、人に接するときには、海野先生はいんぎん丁重で、この上なく謙虚な方であった。初対面の人は、何人も海野先生の心に剛毅な筋金が一貫していることなどは夢想だにしないであろう。

いまひとつ、海野先生についていうべきことは、先生の事務処理の能力についてである。大学教授などは、学識はいかに広く深くとも、事務処理にはあまり長じていない人が多い。これに比して海野先生の事務処理の迅速さと遺漏なさは、驚嘆すべきものがあった。大学教授の中では事務処理に秀でていた河合先生も、海野先生の事務処理能力には感嘆していた。

この『依頼者の話をよく聞く』という態度は、海野の弁護士としての信念に基づくものであった。

次いで、裁判批判についての海野先生の考え方について、海野事務所に所属した芦田浩忠弁護士は、次のように語っている。

『…先生は、弁護士は、事件については法廷でこそ発言すべきであり、そのため法廷における言論の自由をもたねばならない、との信念を貫かれた、真に弁護士らしい弁護士でした。』

こうした信念をもちつつも、海野自身、審理中の事件についてあえて社会的発言をなす場合があった。その代表的なものが松川事件であり、砂川事件であった。それだけに、松川事件や砂川事件に関する発言の背後にはなみなみならぬ覚悟があったものと推測される。

このうち、雑誌「世界」に寄稿された論文「我々は何を主張するか」については、なぜ、上告審判決の言渡しを目前にしたこの時期に、最高裁判所判事に向かって（政治の「必要」による法の曲解）を排するように訴えなければならなかったのか。さほどに最高裁判所への不信感が強かったのだろうか。

奇しくも海野没後40周年の今年（2008年）、当時の日米両国の水面下での動きが明らかになった。それによれば、駐日米国大使の意向を受けて政府が最高裁判所への跳躍上告をしたというにとどまらず、最高裁判所長官までもが（ある意味で、実質的に一方の当事者である）駐日米国大使と内密に面談し、事案の優先的処理を言明していたというのである。実際、それを裏付けるように、実際の上告審はきわめて異例のハイスピードで処理された。砂川事件上告審口頭弁論は、司法権の独立も国家主権も蔑ろにされた中で進められていたのである。海野は、そうした動きを一瞥然とではあっても、強く感じ取っていたのかもしれないだからこそ、最高裁判所裁判官に対して（法への忠誠）を訴えたかったのではないか。

海野が最高裁判所判事に求めた（法への忠誠）は、文字通り、海野自身の生き方を貫くものでもあった。それを端的に示すものとして、自由人権協会の活動などに代表される人権擁護活動をあげることができる。海野の人権擁護活動への取組みは、何よりも（確固とした態度）や（一貫した姿勢）などのキーワードで特徴づけることができるだろう。それは、次のような海野自身の発言からもうかがえる。―『いかなる状勢の変化がきても、まもるべき私どもの一線たる、自由と基本的人権の擁護については、何らの変化を来たすべきでない。私どもはこの一線を堅持するために最大の決意を要することを再認識せねばならないと思う。』―

要するに、海野らは、日本における人権状況を歴史的視点から眺め、それは戦争という惨たんたる犠牲を払って日本国民が手に入れたものであるというだけでなく、今後も長期間にわたる国民自身の戦い＝権利運動によって勝ち取られていくものであることを展望している。そうであるとすれば、本書（森川金寿との共著『人権の法律相談』）はさしずめ日本国民が自ら人権を戦いとるための手引、「権利のための闘争」の手引という意味合いが込められていたといえるのではないか。

自由人権協会九州若松支部長を務めた有田一寿は、『貧しい人の人権が圧迫されてはならないと同様に、有産階級、指導者階級のもの人間としての権利もまた守られねばならぬということを認めておられた…』と語っている。

事実、海野自身、「戦犯の弁護はしないが、政党による差別はしない。保守党であろうが共産党であろうが、たのまれれば私はやる」、『私は共産党はきらいだけれども、弁護士という職業は赤十字精神と同じで、傷ついた者を救わねばならない。それが弁護士精神だと固く信じている』と語っていたという。

人権問題と政治問題を峻別するのは実際には困難な場合が多かったと思われる。

最後に、海野門下生の集まり、海野会事務局代表の柳沼八郎弁護士は、「海（海野）は広く、深かった。私たちはその中を自由に泳ぐことができた」と思い出を語った。師に対する恩情が、海野は両者を峻別することにこだわり続けた。私なりに表現すれば、次のように言えるだろう。①人権問題は、（人権はすべての人に共通する問題である）という意味で、本来的に普遍的性格を有している。②それゆえ、弁護士として人権問題に取り組む以上、その活動はすべての人に開かれたものでなければならない。③そのような意味で、人権問題は、必然的に党派性を伴う政治問題とは明確に区別される必要がある。④本来的に党派性を帯びる政治問題は、人権問題の普遍性と対立する側面を有している。したがって、両者を混同すること（あるいは政治問題を人権問題に優先すること）は人権運動の属性（普遍性）を拒否することにつながりかねない。

海野普吉の業績に学ぶことは数多い。その中で、本日は、特に（あるべき弁護士像）や、（法への忠誠）という問題について、そしてさらに派生的問題として（人権問題と政治問題の峻別）や（職業倫理の優位）などについて話題を提供した。現在を生きる我々にとって、改めて学び考えるべき問題であると思うからである。」

1957年1月21日刑務協会の建物を買収して旧日弁連会館に改装し、新しい会館に移転した際の写真。隣は、吉井晃・日弁連事務総長。一時、法務省が買収を許可しなかったが、粘り強く交渉し、自ら、日弁連の三和銀行から借入金4000万円について、海野個人の振出による約束手形を銀行に渡したという（前掲松岡『弁護士海野普吉』より）。現在の弁護士会館の基礎となっている。

があふれるばかりの逸話から、海野弁護士の人柄が偲ばれた。

海野先生は余分なものを知らない先生だった。法律家であり、啓蒙家であり、人生の師であった。農家の生まれで、かつ長男でないことが、私たちに共通していた。早稲田大学民法講義の戒能先生から、総論と権利主張のどちらの法律を学ぶかと問われたとき、海野普吉先生がいることを紹介され、海野先生のような弁護士になろうと思った。

お供をした初めての出張は静岡で、先生が71歳のときであり、先生の人間性にも感化を受けた。その時にも、「横浜事件だけは、まことに不本意」と言われた。横浜事件の記録も焼かれ、無念であるが、事件をして終結せざるをえなかった。弁護士とは厳しい仕事だということを教えられた。

海野先生は、日弁連会長に就任し、過密日程の中で、仙台市長選挙の効力に関する選挙無効裁決取消訴訟に取り組まれ、結果は勝訴であったが、「どんなことでもって、ひっかけられるか、わからない」と教えられた。手帳には、克明なメモが残っている。その後、次から次へと選挙の事件がきた。続く山形県下の住民投票告示の効力停止の仮処分事件も勝訴であった。この事件は任せられていたので、死んでも裁判に負けられないと思った。

東電汚職事件では、当事者らのアリバイが完全に成立し、無罪事例となった。「5月下旬頃」という犯行日時が特定されたが、訴因は不特定と判断された。収賄側はその日には水戸におり、贈賄側は徳山にいたため水戸には行っていない、というものだった。荒川正三郎というすばらしい名裁判長との出会いもあった。担当検事とのエピソードも残っており、先生が「注射を1本射った」ことがあり、「誰が被疑者で被疑事案は何か」「調書には署名しません」など、先制パンチを繰り出していたことが思い出される、などという思い出が語られた。

最後に、市原正恵氏から閉会の辞があった。2月に実行委員会を立ち上げて、良い機会を持ててよかった。また、パンフレットができたこともうれしい。なぜ、海野普吉か、というと、9条を守るという観点から、静岡の生んだすばらしい人物、不戦の人物を顕彰することができた、とまとめられた。

約160人が参集して、もくせい会館の会場を埋め、盛況のうちに、記念の集会が終った。その後、関係者による会食がなされ、さらに多くの方々から、海野先生の思い出等が話された。

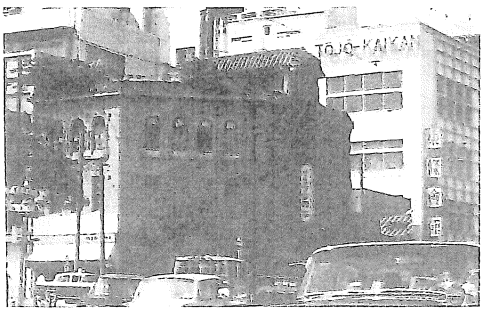

1961年頃の竹工堂ビル。1925年から1965年まで海野法律事務所は、この2階にあった。青法協やＪＣＬＵの事務所もこの中で同居していたということになる（『弁護士海野晋吉』より）。

海野弁護士の最晩年のものとして、「ベトナム平和行進団へメッセージ」がある（1968年6月1日付「人権新聞」44号1頁）。仙台市で毎月第一日曜日の午後にベトナム平和市民行進がなされていることを伝え聞いて、「ベトナム平和を願う市民行進団の皆さん！」と訴えたものである。その一説紹介する。「現在の世界において、最も人権を無視し、最大の悪事を犯し、酷烈きわまる行動によって尊い人命を奪っているのは、外ならぬベトナムにおけるアメリカの軍隊であります。／…皆さんがこの残虐な行為を一日も早く終らせようとして、ベトナムに平和を願う市民行進を続けておられる由を伝えきき、この三年余り、病床にある私は、黙していることはできません。／私ごとき者の声も皆様の熱意ある力強い平和の叫びに加えられ、ベトナムにおける残虐を一日も早く終らせることができたら、こんな嬉しいことはありません。／…どうか皆さん、声を大にしてこのような残虐行為を一日も早く終熄せしめようではありませんか。若葉かおる平和な仙台の街にあがる皆さんのその声が、必ずやベトナムに名誉ある真の平和をもたらすことを信じて疑いません。／その日まで皆さんのこの行進が、静かに、しかし、力強く続けられるよう祈ってやみません。／私は自由と人権をまもる多くの同志を代表して敬愛をこめて、この御挨拶をおくります。」この1ヵ月余後の1968年7月6日に海野弁護士はこの世を去る。ベトナムに平和を求める市民の動きは、これとは別に、やがて鶴見俊輔、小田実、吉川勇一、高畠通敏らによる「ベトナムに平和を！市民連合」いわゆるベ平連の運動として、大きな流れとなる。1968年と1969年には、東大、日大をはじめとする全国的な学園闘争となる。

川端和治弁護士は、第二東京弁護士会創立80周年記念二弁フロンティア特別号の特集「会派を語る」において、「全友会―全友会のDNA」を寄稿し、その中で全友会が1970年に創立され、1981年に紫水会と分裂し、「少数の例外を除き登録10年以内の会員しか全友会に残らないという事態」からその後の経緯を概観している。「創立から紫水会分裂までの全友会は、岩波書店から刊行された『講座　現代の弁護士』（全4巻）の執筆人の中心を担ったリベラルな教養人及び終戦直後から安保闘争までの学生運動経験者が構成していた指導部と、20期以降の、60年代末期の新左翼運動の洗礼を受けた団塊の世代の連合組織であった。」「残留会員たちは、法律相談センターや人権擁護委員会など実働系の委員会で活発に活動することによって、自力で弁護士会内に確乎たる地歩を占めるようになった。自分で問題を見つけた人が、自分でやりたいようにやり、それに共感する人が自発的に参加する、というのが、全共闘運動にルーツをもつ、全友会流の運動論であり、典型的には、戸塚弁護士が取り組んだ精神障害者の人権問題で、大きな成果を生んだ。全友会は、刑法改正、拘禁二法、国家秘密法などの不当立法反対、接見交通権の改善など刑事司法の改革、社会的弱者の人権擁護、情報公開の推進などの課題に主体的に取り組む弁護士が、弁護士会の権威と人的物的資源を利用するための組織、という性格を持っていた。」

戸塚悦朗弁護士は、1985年8月、国連人権小委員会（差別防止少数者保護）で、日本の精神障害者に対する人権侵害と人権擁護法制の重大な欠陥を追及した。その前年1984年には、既にＪＣＬＵで発刊した日本の精神衛生行政を批判する市民レポートを国際人権連盟が国連での討議で取り上げており、85年8月は、戸塚弁護士が連盟の信任状を得て小委員会に出席し、日本の精神医療法制を再度追及したのであった。これを受けて、精神衛生法が改正されたが、ここでも二弁の人権擁護委員会が戸塚弁護士の活動を支援した。ＪＣＬＵによる問題提起と二弁の支援が法改正をもたらした運動の代表例である。

先に述べた、情報公開法の立法運動も、同様に位置付けられる。筆者は、35期の同期と共に、修習生のときからＪＣＬＵの情報公開小委員会に出入りし、情報公開条例の研究などに関わったが、弁護士になるや、全友会の富永赴夫弁護士から二弁の司法制度調査会の委員に推挙され、東京都の情報公開条例案に対する意見書作りに参画することとなり、さらに、日弁連の司法制度調査会で情報公開法の日弁連案作りに参画することとなった。

正に、「弁護士会の権威と人的物的資源を利用」しつつ、政治とは距離をおいて、もっぱら人権擁護活動を進めるという、これが、海野弁護士の掲げた「人権と政治の峻別論」の軌道上を進んだということになるのであろうか。

川端弁護士流に言えば、二弁・全友会の「リベラルな教養人及び終戦直後から安保闘争までの学生運動経験者が構成していた指導部」とそれを支持する弁護士の多くが、紫水会を新たに組織し、「60年代末期の新左翼運動の洗礼を受けた団塊の世代」の多くが全友会に残り、「自分で問題を見つけた人が、自分でやりたいようにやり、それに共感する人が自発的に参加する」という「全共闘運動にルーツをもつ、全友会流の運動論」ということになろう。

しかし、そのような「自発的に参加する」運動のあり方に、海野弁護士は、最晩年、病床からも「黙していることはできません」とメッセージを送ったのではなかろうか。少なくとも、「ベトナム平和行進団へメッセージ」は、そのように位置付けてよいだろう。

やがて「自発的に参加する」運動を担う弁護士は、1999年から始まった司法制度改革を支持する人々と、これに反対する人々に分かれていく。川端和治弁護士を二弁会長に擁立して司法制度改革を進めようとする人々と、その翌年、富永赴夫弁護士を二弁会長に擁立して司法制度改革の潮流を阻止しようとする人々とに別れていった。紫水会と分裂し、「自発的に参加」する運動を担う人々の集団として新しい人が入れかわり参加する全友会は、強固な組織というには値しないまま、法テラス、法科大学院、裁判員裁判等の司法制度改革を推進あるいは追随しつつ、これを実現することが基本的人権の擁護に結びつくという思いを抱いて「自発的に参加」し、またこれを支持する集団として、今日に至っているように思われる。ひまわり公設事務所への派遣、犯罪被害者参加人制度の実現、弁護士会の男女共同参画基本計画の実現、国際刑事裁判所への参画なども、そのような自発的参加型の制度実現として位置付けることができる。

しかし、その運動のルーツは、単に全共闘運動にさかのぼるのではなく、さらに、人権と政治の峻別論を明確に意識しながら自由と人権の擁護を求めた海野普吉弁護士にまでさかのぼることができるのではなかろうか。弁護士海野普吉没後40年記念集会に参加しながら、このような仮説を抱いた。しばらく、この仮説を検証しつつ、司法制度改革をすすめてきたいと考えている。

（文責・三宅　弘）

全友会は、1972（昭和47）年に全友会の長老、古賀正義会員が若くして二弁の会長となり、それ以降、新入会員の相当数が入会するようになった、二弁を代表する政策集団です。毎月第4水曜日午後6時30分からニュートーキョー数寄屋橋本店6階「ロチェスター」（千代田区有楽町2・20・3ＴＥＬ3571・4057）で開く例会（会費5000円。新入会員は無料）と、主に弁護士歴10年までの会員が開く研究会「若手の会」、真面目に勉強する年1回の合宿、5月（今年は4月）の定時総会などが主な行事です。

公式の研修では得られない知識やノウハウも得られます。是非お出かけください。お問い合わせや入会希望の方は、今年度の常任幹事栗宇一樹、杉山真一、早稲本和徳、佐藤誉、大友良浩、荻上守生、北川朝恵、東麗子か、本紙頭書のニュース編集担当者にお尋ねください。

なお、全友ニュースは、全友会が広く市民にも開かれた弁護士会の政策集団であることを伝えるために、ホームページを開いています。http://www.zenyu.org でアクセスして、多くの方にお知らせ下さい。メーリングリストなども随時充実させていく予定です。

若手の会とは何か

（5ページ下段より）

ところで、全友若手の会とは何なのか、ということについて最後にふれておきたいと思います。若手の会の「若手」とは何期ぐらいまでを言うのかという質問を受けることがありますが、正直よく分かりません。気持ちが若ければ何期の方でも参加可能です。

他の派閥にも若手の会のような団体が存在しております。たとえば紫水会ですが、若手の会に相当する「小紫」（コムラサキ）という会があるそうです。さすが紫水会、ネーミングがおしゃれです。全友会も紫水会にならって「小全友」（コゼンユウ）としても面白いかもしれませんが、これでは売れない落語家みたいですので、やはりやめておきましょう。

他派閥の話はともかくとして、全友若手の会は、基本的には全友会とは別個独立した組織として存在しています。若手の会は全友会の意向には必ずしも影響されず、若手の意見を集約する役割を担っています。若手の会幹事としましては全友会の長老の先生方の理解と資金的援助を得ながら、若手弁護士が自由に交流し、意見交換する場所や機会を提供したいと考えております。若手の皆様、自称若手の皆様、若手ではないかもしれないが気持ちの若い皆様、是非お気軽ご参加ください。